

## 令和 8 年 度 就 職 奨 励 費 支 給 要 綱

アイヌ住民が教育訓練を受講するために必要とする経費、及び自動車等運転免許を取得するために必要とした経費に対して、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で支給する。

奨励費の種類	支給対象	支給の範囲	支給額	申請手続	決定の通知	資金の給付	受領書の提出	資金の返還
教育訓練資金	国（厚生労働省）の教育訓練給付制度のうち、同給付制度の対象とならない者で、専門実践教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の対象となる講座を修了した者	左の講座の受講費用（同一人、同一講座につき一回に限る）	20,000円以内	申請の給付を受けようとする者は、申請書（別添様式1）に次の書類を添付の上、各地区アイヌ協会長を経由して（組織化されていない場合は直接）理事長に提出するものとする  1. 資金を必要とする者の調書（別添様式2） 2. 各地区アイヌ協会長（市町村長）の支給推薦書（別添様式3） 3. 教育訓練資金の給付を受けようとする者は教育訓練施設が発行する領収書及び修了証の写し並びに申出書（別添様式4） 4. 自動車等運転免許取得資金の給付を受けようとする者は、運転免許証の写しと通った自動車学校の領収書 普通自動車免許取得者は、雇用主の証明書 5. その他理事長が必要と認める書類	理事長は、前記申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、その可否を別紙様式4及び5により支部長を経由して申請者に通知するものとする	前記により支給決定した場合は、申請者に資金を給付する。（銀行振込・現金書留）	申請者は資金の給付を受けたときはただちに受領書（別添様式6）を理事長に提出すること なお、銀行振込の場合は不要。	申請者が次の事項に該当するときは、決定を取り消し、資金の全部もしくは一部を返還させることがある  1. 不正行為により資金の給付を受けたとき 2. 資金を他の目的に使用したとき 3. その他この要綱に違反したとき
自動車等運転免許取得資金	自動車等の運転免許を取得し、その技術によって生計を維持していると認められる者	令和8年3月1日以降において、次の免許を取得した者。（同一人につき一回に限る）  1. 道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）に定める大型、中型、大型2種、大型特殊自動車・小型特殊自動車・普通自動車等の運転免許  2. 船舶職員法（昭和26年4月16日法律第149号）第4条に定める海技従事者の免許  3. クレーン等安全規則第233条及び229条に定めるクレーン等運転士免許	50,000円以内	1. 道路交法（昭和35年6月25日法律第105号）に定める大型、中型、大型2種、大型特殊自動車・小型特殊自動車・普通自動車等の運転免許  2. 船舶職員法（昭和26年4月16日法律第149号）第4条に定める海技従事者の免許  3. クレーン等安全規則第233条及び229条に定めるクレーン等運転士免許	<b>【手続き】</b> 申請書 ① ※第1類正会員（各地区アイヌ協会）が組織されていない場合 	理事長は、前記申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、その可否を別紙様式4及び5により支部長を経由して申請者に通知するものとする	申請者は資金の給付を受けたときはただちに受領書（別添様式6）を理事長に提出すること なお、銀行振込の場合は不要。	申請者が次の事項に該当するときは、決定を取り消し、資金の全部もしくは一部を返還させることがある  1. 不正行為により資金の給付を受けたとき 2. 資金を他の目的に使用したとき 3. その他この要綱に違反したとき